

平成27年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
(「指定管理者制度導入の適否」に係る審査)

- 1 開催日時 平成27年5月1日(金) 15:00～
- 2 開催場所 青森市役所第2庁舎2階庁議室
- 3 対象施設 下石川ふれあいセンター、なごやかプラザ福田、下町幸永会館、浪岡茶屋町会館、増館健康センター
- 4 出席者
 - (1) 選定評価委員会 委員長 相馬 紳一郎(市民政策部理事次長事務取扱)
副委員長 鈴木 裕司(総務部理事次長事務取扱)
委員 多田 弘仁(財務部次長)
委員 工藤 智(農林水産部次長)
委員 舘山 新(都市整備部次長)
委員 森 宏之(青森大学教授)
委員 古川 司(東北税理士会青森支部税理士)
 - (2) 施設所管課(健康福祉課) 課長 加福 拓志
主幹 太田 年紀
 - (3) 制度所管課(政策推進課) 課長 佐々木 淳
主幹 岩淵 寿哉
主事 小野 寛史
- 5 案件 指定管理者制度導入の適否について
- 6 審査結果 全委員異議なく、全会一致で次のとおり了承された。
 - (1) 指定期間 5年間
 - (2) 利用料金制 なし
 - (3) 募集形態 非公募

7 主な質疑内容

(委員)

介護予防のために設置された施設とのことだが、どのように利用されているのか。

(施設所管課)

老人クラブの利用や健康福祉課の保健事業のための利用が主になっている。また、町内会のコミュニティー活動の場にも利用されている。

(委員)

今回の募集に当たっては、これまで指定管理料は電気保安点検といった各種法定点検に係る経費のみであったが、今後は光熱水費についても指定管理料に含めるということか。

(施設所管課)

このことについては、今後、適正な指定管理料となるよう検討することとしている。

(委員)

これらの施設は、地元である浪岡地区の方だけでなく、青森地区の方も利用できるのか。

(施設所管課)

公の施設であるため、当然利用は可能である。

(委員)

各施設に要望ノートを設置しているとのことだが、市民全員が利用可能な施設なのであれば、要望等についてどのように対応したか、施設に掲示するなどし、広く市民に知らせるべきだと思う。

(施設所管課)

そのように対応していただく。

(委員)

市からの指定管理料収入だけでは、指定管理者は設備投資ができないと思うが、施設を管理する上で問題が生じた場合はどのように対応するのか。

(施設所管課)

大きな改修や修繕が必要な場合は市が対応することとなる。